

令和二年十一月

定例島根県議会議案（条例）

参考資料

目 次

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正す る条例	2
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	3

令和2年11月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第137号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第138号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告を受けて、職員等に対して支給する期末手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 職員、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員（以下「職員等」という。）の期末手当の支給割合の改正

ア 令和2年度

(ア) (イ)以外の職員等

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員等（特定管理職員を除く。）	12月	100分の120	100分の115
特定管理職員	12月	100分の100	100分の95

(イ) 再任用職員、再任用教育職員及び再任用教職員（以下「再任用職員等」という。）

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員等（特定管理職員を除く。）	12月	100分の62.5	100分の57.5
特定管理職員	12月	100分の52.5	100分の47.5

イ 令和3年度以降

(ア) (イ)以外の職員等

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員等（特定管理職員を除く。）	6月	100分の120	100分の117.5
	12月	100分の115	100分の117.5
特定管理職員	6月	100分の100	100分の97.5
	12月	100分の95	100分の97.5

(イ) 再任用職員等

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員等（特定管理職員を除く。）	6月	100分の62.5	100分の60
	12月	100分の57.5	100分の60
特定管理職員	6月	100分の52.5	100分の50
	12月	100分の47.5	100分の50

(2) 職員等の期末手当の支給割合の改正に伴う次に掲げる条例の規定の整理

ア 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（第137号議案に限る。）

イ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例

3 施行期日

令和2年12月1日から施行する。ただし、2の(1)のイ及び(2)の一部については、令和3年4月1日から施行する。

第139号議案

特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

第137号議案及び第138号議案による職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、特別職の職員の期末手当の支給割合について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

期末手当の支給割合の改正

(1) 令和2年度

支給月	改正前	改正後
12月	100分の162.5	100分の157.5

(2) 令和3年度以降

支給月	改正前	改正後
6月	100分の162.5	100分の160
12月	100分の157.5	100分の160

3 施行期日

令和2年12月1日から施行する。ただし、2の(2)については、令和3年4月1日から施行する。

第140号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の報告を受けて、児童相談所に勤務する職員の処遇の改善を図るため、職員の特殊勤務手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

児童相談所に勤務する職員に対する福祉業務従事手当の額の改正

改正前	改正後
1日につき 600円	1日につき 1,080円

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

